山都町学校規模適正化基本方針

・・・一人ひとりの子どもが輝く学校づくり・・・

令和3年12月27日 山都町教育委員会

目 次

第1章	山都町	丁学校規模適正化基本方針策定にあたって1				
	(1)	策定趣旨 1				
	(2)	山都町学校規模適正化検討委員会からの報告書について 2				
第2章	学校規	見模や学級編制の標準3				
	(1)	学校規模の標準3				
	(2)	学級編制の標準3				
第3章	学校規	見模適正化・適正配置の必要性4				
	(1)	適正規模に関する考え方 4				
	(2)	小規模校の教育環境整備についての考え方6				
第4章	山都町	丁の小中学校の現状と見通し8				
	(1)	総人口と年齢3区分別人口の推移8				
	(2)	小中学校別の児童生徒数推移8				
	(3)	学校規模の見通し9				
	(4)	学校施設の状況11				
第5章	適正規	見模・適正配置の方策12				
	(1)	適正化方針について 1 2				
	(2)	小中一貫教育課程に基づく義務教育学校の導入について 13				
	(3)	義務教育学校の開設について 1 6				
第6章	適正化	とに向けた取組み17				
	(1)	義務教育学校の開設時期について17				
	(2)	規模適正化を進める上での留意事項18				
資料編(D	総人口と年齢3区分別人口の推移				
資料編②-1		山都町児童数見込み(R2.10.31 現在)				
資料編②-2		山都町生徒数見込み(R2.10.31 現在)				
資料編②-3		3地区別 児童生徒数及び学級数推移(R3.5.1 現在)				
資料編③-1		小学校スクールバス乗車時間				
資料編③-2		中学校スクールバス乗車時間				
参考資料	}	文部科学省(編)『公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引き〜少子				
		化に対応した活力ある学校づくりに向けて~』(平成27年1月27日)				

第1章 山都町学校規模適正化基本方針策定にあたって

(1) 策定趣旨

山都町教育委員会では、今後の社会状況を見据え、子どもたちにとってより良い教育環境の実現を第一の目標に掲げ、学校の在り方について検討を重ねています。

近年、全国的に少子化の進行が加速度を増しており、児童生徒数の減少や学校規模の縮小に起因する学校運営及び教育環境等の課題が発生しています。国(文部科学省)としても、「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引き」を平成27年1月に策定し、全国の市町村教育委員会に学校の在り方についての検討を促しています。

本町においても、少子化の進行はきわめて深刻な問題です。この状況下で引き続き 学校教育環境の維持・充実を図っていくためには、山都町として適正な学校規模の考 え方を確立し、少子化に伴う教育上の諸課題の対応策を検討する必要があります。こ のような諸課題に対応するため、本町においては、令和元年10月に「山都町学校規 模適正化検討委員会」を設置し、小中学校の適正規模及び適正配置について様々な視 点からご検討をいただき、令和3年3月に意見をまとめた報告書を提出していただ きました。

山都町教育委員会では、この報告書を受け、学校の規模によって生じる諸課題を解消し、学校・家庭・地域の連携を図り、一人ひとりを大切にすることを基本に、郷土を愛し、命を大切にし、自ら学び考え、夢の実現を目指す人づくりを進め『生きる力』を育むために必要な教育環境の充実を目指し、検討を行いました。

ここに、本町における小中学校の規模及び配置の在り方について基本的な考え方を整理し、今後の適正化に向けた具体的な方策等を示した「山都町学校規模適正化基本方針」を令和3年度に策定しました。今後、本方針に基づき、子どもたちにとってより望ましい良好な教育環境の整備・充実に取り組むこととします。

(2) 山都町学校規模適正化検討委員会からの報告書について

令和元年10月に設置した山都町学校規模適正化検討委員会は、学識経験者として大学教授、地域団体代表者として、各校学校運営協議会代表、民生委員・児童委員代表、各地区保育所保護者代表、小中学校保護者代表、小中学校長代表による計27人の委員で構成しました。令和3年2月までの期間、8回にわたり会議を開催されました。検討委員会では、本町の小中学校における教育環境の現状や課題について次の5つの視点を基本に検討が行われました。

- ① 「子どものための教育環境整備」の観点を第一に
 - ○可能な限り「複式学級」を設置しない学校規模を目安に、「切磋琢磨できる教育環境」の整備が重要で、コミュニケーション能力の育成の観点から 学びの集団づくりが求められる。
- ② 全町的な視野に立ち、適切な優先順位に基づく学校規模適正化の推進 ○学校施設の老朽化等、改善の必要性の高い学校から、計画的に整備を進 めることが求められる。
- ③ 子どもたちの通学条件、地域性に配慮した方針の策定 ○通学時間等、地域の特性に配慮すること。
- ④ 地域の教育の実態を踏まえた教育課程・指導方法の工夫・改善 ○義務教育学校等、教育課程・指導方法の改善に向けた新たな取り組みに 強い関心。学習意欲を育てる工夫、学び方の学習訓練、ICT、地域の教育力 の活用等により自分で考え行動する子どもを育てたい。
- ⑤ 地域と学校の連携・協働の一層の推進
 - ○コミュニティ・スクール等地域の教育力を活かした教育活動を推進し、 学校と地域が連携して、地域の「モノ・ヒト・コト」を大切にする子どもを 育てたい。

検討にあたっては、各学校の児童生徒数や通学距離などの基本的なデータの確認、 複式学級がある小学校の授業の視察を行うとともに、中学校区毎のグループワーク や学校長との意見交換を行い、現状の把握が行われました。検討委員会では、こうし た資料等を基に学校の規模・配置について基本的な考え方と、本町の小中学校の将来 的な方向性について協議を行い、全町的な視点から意見をまとめた報告書の提出が ありました。

山都町教育委員会では、検討委員会における委員それぞれの立場からの意見が盛り込まれた報告書を尊重しながら、方針の策定を行いました。

第2章 学校規模や学級編制の標準

本町における学校規模に関する課題整理にあたり、その前提となる制度をあらかじめ 把握するために、国・県が示す学校規模・学級編制の標準に関して整理します。

(1) 学校規模の標準

国は、小中学校の規模の標準について、学級数により次のとおりに設定しています。【学校教育法施行規則第41条及び第79条】

- ○『12学級以上18学級以下』を標準とする。
- ○ただし、地域の実態その他により特別の事情があるときは、この限りではない。

(2) 学級編制の標準

一つの学級を編制する際の児童生徒数の基準について、国及び県が「学級編制の標準」を示しています。

熊本県の小中学校においては、熊本県の基準に基づき、単式学級や複式学級、特別 支援学級が編制されています。

山都町では、複式学級の支援のため、全ての複式学級に教諭補助を配置しています。

学級種	基準	小学校	中学校	
	国(法令)の基準	40人(※)	4.0.1	
単式学級	国(伝刊)の基準	1年生は35人	40人	
半八子級	熊本県の基準	40人	1年生は35人	
		1・2年生は35人	2・3年生は40人	
	国(法令)の基準	16人以下	8人以下	
複式学級	国(伍市)の基準	1年生を含む場合は8人以下		
1发4、子7双	熊本県の基準	16人以下	4人以下	
	熊本県の基準	1年生を含む場合は8人以下		
特別支援	国 (法令) の基準	8人		
学級熊本県の基準		8人		

※義務教育標準法(公立義務教育諸学校の学級編制及び職員定数の標準に関する法律)の改正に伴い、2021(令和3)年度から2026(令和7)年度にかけて、小学校2学年から段階的に学級編制の基準が35人以下に引き下げられます。

第3章 学校規模適正化・適正配置の必要性

国(文部科学省)は、全国的な人口減少・少子化に伴い、学校の小規模化が進んでいることから、平成27年1月、「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引~少子化に対応した活力ある学校づくりに向けて~(以下「手引き」という。)」を策定しています。その手引きをもとに、学校規模の適正化の必要性を整理します。

(1) 適正規模に関する考え方

国は、手引きにおいて、学級数に関する視点から課題整理を行うとともに、学校規模に関する課題解決に向けた基本的な考え方や望ましい学級数の考え方を次のとおり示しています。

① 教育的な観点

学校規模に関する課題解決に向けた基本的な考え方として、教育的な観点の重要性を示しています。

(▶手引き2~3頁)

義務教育段階の学校は、児童生徒の能力を伸ばしつつ、社会的自立の基礎、国家・社会の形成者としての基本的資質を養うことを目的としています。

このため、学校では、単に教科等の知識や技能を習得させるだけではなく、児童生徒が集団の中で多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて思考力や表現力、判断力、問題解決能力などを育み、社会性や規範意識を身につけさせることが重要になります。

そうした教育を十全に行うためには、一定の規模の児童生徒集団が確保されていることや、経験年数、専門性、男女比等についてバランスのとれた教職員集団が配置されていることが望ましいと考えられます。このようなことから、一定の学級規模を確保することが重要となります。

② 望ましい学級数の考え方

上記のような教育的観点などを踏まえ、小中学校における望ましい学級数の考え方を示しています。

(▶手引き9頁)

小学校では、まず複式学級を解消するためには少なくとも1学年1学級以上 (6学級以上)であることが必要となります。

また、全学年でクラス替えを可能としたり、学習活動の特質に応じて学級を超えた集団を編成したり、同学年に複数教員を配置するためには1学年2学級以上(12学級以上)あることが望ましいものと考えられます。

中学校についても、全学年でクラス替えを可能としたり、学級を超えた集団編成を可能としたり、同学年に複数教員を配置するためには、少なくとも1学年2

学級以上(6学級以上)が必要となります。また、免許外指導をなくしたり、全 ての授業で教科担任による学習指導を行ったりするためには、少なくとも9学級 以上を確保することが望ましいものと考えられます。

上記を踏まえて、現行の学校規模の標準(12~18学級)を下回る場合に、市町村において考え得る対応について、学級数を中心として大まかな目安として次のように整理します。なお、いずれの場合についても、「地理的条件等により統合困難な事情がある場合は、小規模校のメリットを最大限生かす方策や、小規模校のデメリットの解消策や緩和策を積極的に検討・実施する必要がある。」と示されています。

(▶手引き11~13頁)

○小学校の場合

【1~5学級:複式学級が存在する規模】

おおむね、複式学級が存在する学校規模。学校全体の児童数や指導方法等にもよるが、 一般に教育上の課題が極めて大きいため、学校統合等により適正規模に近づけることの 適否を速やかに検討する必要がある。

【6学級:クラス替えができない規模】

おおむね、複式学級はないがクラス替えができない学校規模。一般に教育上の課題があるが、学校全体及び各学年の児童数に大きな幅があり、児童数が少ない場合は特に課題が大きい。このため、児童数の状況や、更なる小規模化の可能性、将来的に複式学級が発生する可能性も勘案し、学校統合等により適正規模に近づけることの適否を速やかに検討する必要がある。

○中学校の場合

【1~2学級:複式学級が存在する規模】

おおむね、複式学級が存在する学校規模。学校全体の生徒数や指導方法等にもよるが、 一般に教育上の課題が極めて大きいため、学校統合等により適正規模に近づけることの 適否を速やかに検討する必要がある。

【3学級:クラス替えができない規模】

おおむね、複式学級はないがクラス替えができない学校規模。一般に教育上の課題があるが、学校全体及び各学年の生徒数に大きな幅があり、生徒数が少ない場合は特に課題が大きい。このため、生徒数の状況や、更なる小規模化の可能性、将来的に複式学級が発生する可能性も勘案し、学校統合等により適正規模に近づけることの適否を速やかに検討する必要がある。

(2) 小規模校の教育環境整備についての考え方

「手引き」は、小規模校のメリットを最大化する方策について、「教育の機会均等を確保する観点からまず検討しなければならないのは、小規模であることのメリットを最大限に生かし、児童生徒への教育を充実させる方策です。」とうたっています。さらに、「少人数を生かした指導の充実」の特徴として、「一人一人の学習状況や学習内容の定着状況を的確に把握でき、補充指導や個別指導を含めたきめ細かな指導が行いやすい」、「様々な活動において、一人一人がリーダーを務める機会が多くなる」、「教材・教具などを一人一人に行き渡らせやすい。例えば、ICT機器や高価な機材でも比較的少ない支出で全員分の整備が可能である」、「異年齢の学習活動を組みやすい、体験的な学習や校外学習を機動的に行うことができる」、「地域の協力が得られやすいため、郷土の教育資源を最大限に生かした教育活動が展開しやすい」、「児童生徒の家庭の状況、地域の教育環境などが把握しやすいため、保護者や地域と連携した効果的な生徒指導ができる」といった点を挙げています。

また、「特色あるカリキュラム編成等」の特徴として、「教育課程特例校制度なども必要に応じて活用しつつ、校区の豊かな自然・文化・伝統・産業資源等を最大限に生かし、地域のニーズを踏まえた体験的・問題解決的な活動を積極的に取り入れた特別なカリキュラムを編成することも考えられます。その際、地域の高等学校との連携強化を図り、小・中・高を通じた特色化を図ることは地域の魅力づくりにとっても大きな意義を持つものと考えられます。」としています。

さらに、学校教育の基本は、小中学校の学習指導要領に示された教育内容と改訂の 方向性に的確に応えるものでなければならないことはいうまでもありません。現在、 小学校は令和 2 年度から、中学校は令和 3 年度から実施された新しい「学習指導要 領」に基づいて教育課程が編成されています。その趣旨は、知識の理解の質を高め資 質・能力を育む「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた教育環境の整備・充実 です。

「小学校学習指導要領(平成29年3月告示)」では、「小学校教育の基本と教育課程の役割」として、教育活動を展開する中で、次の3つの事項の実現を図り、児童に生きる力を育むことを目指すものと目標を提示しています。

- ① 基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得させ、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等を育むとともに、主体的に学習に取り組む態度を養い、個性を生かし多様な人々との協働を促す教育の充実に努めること。
- ② 道徳教育や体験活動、多様な表現や鑑賞の活動等を通して、豊かな心や創造性の 涵養を目指した教育の充実に努めること。
- ③ 学校における体育・健康に関する指導を、児童の発達の段階を考慮して、学校の教育活動全体を通じて適切に行うことにより、健康で安全な生活と豊かなスポーツライフの実現を目指した教育の充実に努めること。

小規模校の教育環境整備については、平成27年に策定された「手引き」を踏まえるとともに、現在実施されている「学習指導要領」等が示す教育内容の改善、すなわち、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けては、どのような学級規模、集団規模が適切なのか、その観点からも進められるべきです。また、子どもたちに求められる資質・能力とは何かを社会と共有し、連携する「社会に開かれた教育課程」の観点からは、「地域の教育力」の活用が重要とされています。

さらに、教育改革の基本的方向に関しては、「(小中) 一貫」・「(中高) 連携」・「(幼小)接続」といった新しい観点から、学校の統合を契機とした「小中一貫教育」の導入のほか、本町にある貴重な教育資源、県立高等学校との連携や幼・保・小連携の一層の推進も大切です。特に、今後は地域に根ざした就学前教育(保育園等)の役割は大きくなっていくものと考えられます。今後の少子化の進展、児童生徒数の減少傾向を踏まえれば、小学校等の統合の推進によっても現実には「小規模校」となることが避けられない本町においては、こうした「一貫」・「連携」・「接続」という観点からの教育環境の一層の整備・充実を目差す取組みを積極的に推進することが「一人ひとりの子どもが輝く学校づくり」の最重要の課題だと考えます。

第4章 山都町の小中学校の現状と見通し

本町には、小学校が6校、中学校が3校あります。これらの学校規模に関する現状や見通しを捉えるため、人口や児童生徒数の推移などを整理します。

(1) 総人口と年齢3区分別人口の推移

本町の年齢 3 区分別人口を見てみると、生産年齢人口 (15 歳~64 歳)は、1995 (平成 7) 年の 12,472 人から 2015 (平成 27) 年の 7,030 人まで減少しています。今後 も減少傾向が続き、2060 年には 1,042 人まで減少すると予測されています。

また、年少人口 (0 歳~14 歳) についても、1995 (平成 7) 年の 3,567 人から 2015 (平成 27) 年の 1,382 人まで減少しており、2060 年には 270 人まで減少すると予測されています。

※総人口と年齢3区分別人口推移詳細は『資料編①』

(2) 小中学校別の児童生徒数推移

2019 年から 2030 年までに、ほとんどの小中学校で児童生徒数が減少していくものと見込まれています。

小学校においては、2020 年から10年間で約200人の減少が見込まれています。 ※各校学年別の児童生徒数推移は『資料編②』

【小学校別の児童数推移】

単位:人

一下,						
学校名	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度
中島小	40	39	38	33	33	33
矢部小	240	238	216	217	191	195
潤徳小	46	44	32	31	29	27
清和小	92	95	92	90	92	92
蘇陽小	77	72	68	63	58	56
蘇陽南小	78	83	86	82	81	79
合計	573	571	532	516	484	482
学校名	2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度	2030 年度
中島小	34	36	33	33	34	31
矢部小	185	171	175	163	159	147
潤徳小	34	37	38	37	35	36
清和小	91	81	83	82	76	76
蘇陽小	46	43	36	32	30	21
蘇陽南小	75	72	67	67	65	62
合計	465	440	432	414	399	373

【中学校別の児童数推移】

単位:人

学校名	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度
子仅有	2019 年度	2020 平及	2021 平皮	2022 平皮	2023 平皮	2024 平皮
矢部中	151	162	172	178	187	164
清和中	39	43	49	47	46	44
蘇陽中	81	68	76	75	80	82
合計	271	273	297	300	313	290
学校名	2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度	2030 年度
矢部中	150	134	122	131	119	133
清和中	45	49	48	45	43	44
蘇陽中	80	75	72	65	64	63
合計	275	258	242	241	226	240

(令和2年10月時点見込み)

(3) 学校規模の見通し

町全体での小中学校の規模の推移を見通すため、2019 (令和 1) 年度から 2030 (令和 12) 年度までを 5 年間隔で、学級数による区分ごとに学校の見通しを整理します。 学級数による区分については、国が示す学級規模の標準や国の手引きを参考に、「過小規模」「小規模」「標準規模」「大規模」「過大規模」の五つの区分で整理します。 「小規模」の区分については、国の手引きにおける「学校規模の標準を下回る場合の対応の目安」の区分を参考に、次のとおり細区分します。

【小規模の細区分】

【小学校】

「6学級」・・・・クラス替えができない規模

「7~8学級」・・・全学年ではクラス替えができない規模

「9~11学級」・・半分以上の学年でクラス替えができる規模

【中学校】

「3学級」・・・・クラス替えができない規模

「4~5学級」・・・全学年ではクラス替えができる学年が少ない規模

「6~8学級」・・・全学年でクラス替えができ、同学年に複数教員を配置できる規模

「9~11学級」・・全各年でクラス替えができ、同学年での複数教員配置や免許外指 導の解消が可能な規模 山都町において中学校は全ての学校が小規模校、小学校においては小規模校又は過 小規模校となります。

複式学級を含む過小規模校については令和2年度現在2校ですが、令和7年度には 3校になることが見込まれます。

【小学校】

普通	団の反ハ	2020(令和 2)年度	2025(令和 7)年度	2030 (令和 12) 年度
学級数	国の区分	学校(児童数:学級数)	学校(児童数:学級数)	学校(児童数:学級数)
	過小規模	中島小 (39: ④)	中島小 (34:④)	中島小 (31:3)
1~5	(複式学級	潤徳小(44:④)	潤徳小(34:④)	潤徳小(36:④)
	を含む)		蘇陽小(46:⑤)	蘇陽小(21:③)
		清和小(95:⑥)	清和小(91:⑥)	清和小(76:⑥)
6	小規模	蘇陽小(72:⑥)	蘇陽南小(75:⑥)	蘇陽南小(62:⑥)
		蘇陽南小(83:⑥)		矢部小(147:⑥)
7~8		_	_	_
9~11		矢部小(238: ⑨)	矢部小(185:⑨)	_
12~18	標準規模	_		_
25~30	大規模	_	_	_
31~	過大規模	_	_	_

※1学級35名で編制

【中学校】

普通	日の巨八	2020(令和 2)年度	2025(令和 7)年度	2030 (令和 12) 年度
学級数	国の区分	学校(生徒数:学級数)	学校(生徒数:学級数)	学校(生徒数:学級数)
1~2	過小規模	_	_	_
3		清和中(43:③)	清和中(45:③)	清和中 (44:3)
3		蘇陽中(68:③)	蘇陽中(80:③)	蘇陽中(63:③)
4~5	小規模		_	_
6~8		矢部中(162:⑥)	矢部中(150:⑥)	矢部中(133:⑥)
9~11		_	_	_
12~18	標準規模	_	_	_
25~30	大規模	_	_	_
31~	過大規模	_	<u>-</u>	_

^{※1}学級35名で編制

(4) 学校施設の状況

各小中学校の校舎と、体育館の建築年度及び築年数については下記のとおりです。 築年数が30年を超えている校舎が9校中8校あり、そのうち、清和中学校の築 48年を筆頭に清和小学校(築47年)、潤徳小学校(築41年)、蘇陽中学校(築4 1年)と4校が築40年を超えており、校舎・体育館・給食室等、施設の老朽化が激 しく修繕が必要とされる箇所も多くなっています。

ICT 教育の推進や、ユニバーサルデザイン(年齢・性別・身体の状況や言語等、様々な違いに関わらず出来るだけ多くの人が同じものを同じように使えるようにすることを目指す考え方)、災害発生に備えた「安心・安全」の観点から、時代に適した学校施設の大規模改修等、施設整備の検討が必要な状況にあります。

【小中学校別建築年数】

学校名	校舎建築年度(築年数)	体育館建築年度(築年数)
中島小	平成2年 (築31年)	昭和54年(築42年)
矢部小	昭和59年(築37年)	昭和61年(築35年)
潤徳小	昭和55年(築41年)	平成7年 (築26年)
清和小	昭和49年(築47年)	昭和49年(築47年)
蘇陽小	平成3年 (築30年)	平成3年 (築30年)
蘇陽南小	平成13年(築20年)	平成13年(築20年)
矢部中	昭和62年(築34年)	平成1年 (築32年)
清和中	昭和48年(築48年)	昭和49年(築47年)
蘇陽中	昭和55年(築41年)	昭和57年(築39年)

※築年数は令和3年度現在

第5章 適正規模・適正配置の方策

(1) 適正化方針について

山都町教育委員会では、第3章 学校規模適正化・適正配置の必要性等を踏まえ、 山都町学校規模適正化検討委員会から提出された報告書において求められた「子ど ものための教育環境整備」等の提言を十分勘案しつつ、現在及び将来の学級数や児童 生徒数をもとに、子どもたちにとって魅力的でより良い教育環境作りを行うため次 のとおり山都町学校規模適正化基本方針を定めました。

方針1 児童生徒数の減少に対応し、教育環境の一層の向上に努めます

一定規模の児童生徒集団を確保するとともに、指導体制・学校運営体制(経験年数、教科等の専門性、バランスのとれた教職員集団の配置)を整備し、新学習指導要領に示された「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた教育環境の充実を図ります。

方針2 児童生徒の通学時間は1時間以内を基本とします

児童生徒の通学時間の心身への影響 (特に小学校低学年児童や、配慮を求める地域の要望を踏まえ)を配慮し、スクールバスを活用しながら原則片道 1 時間以内の通学時間とします。

長時間通学の負担を緩和する交通手段や経路及び車中時間の過ごし方の工夫等について、早急に関係部署と検討を行い、できるところから改善に取り組みます。

※現在のスクールバス乗車時間については資料編③-1・③-2に記載

方針3 地域との連携を深めます

学校の適正配置に合わせて、コミュニティ・スクール (学校運営協議会制度)の 設置等を進め、地域の教育力を活かし、地域や保護者の期待に応える教育活動の充 実を図ります。

また、児童生徒の郷土愛を育むとともに、地域と一緒に学校課題へ取り組みます。

方針4 学校施設の老朽化に対応します

今後予想される学校施設の老朽化について、良好な教育環境を整備します。 また、老朽化した給食施設の環境整備も併せて進めます。

方針5 町内小中学校就学先の選択幅を拡大します

児童生徒及び保護者の申請を元に、教育委員会が合理的理由と認める場合、町内 小中学校の就学先を選択できる幅を持たせ、各学校での魅力ある学校運営、学校内 外での切磋琢磨、学校情報の発信力向上等、教育活動の活性化につなぎます。 以上の方針を踏まえて、小・中学校の再編を次のとおり行います。

- 3地区(矢部・清和・蘇陽) それぞれの小・中学校を統合し、
- 3地区(矢部・清和・蘇陽) それぞれに義務教育学校を設置します。

(2) 小中一貫教育課程に基づく義務教育学校の導入について

全国的な傾向として、小学校と中学校の学校間の接続が必ずしも滑らかではないことから、不登校や問題行動の増加といった「中1ギャップ」が指摘されています。 本町でも、発達段階における幼児期から思春期につながる指導の枠組みでの段差や、小・中学校の学習の進め方や指導の在り方の違いに関わる児童生徒の戸惑い等、様々な課題が指摘されているところです。

このような課題を解決・改善する有効な手段として、また特色ある学校づくりの1つの取組として「小中一貫教育」を推進します。

小中一貫教育制度は、小・中学校の教育課程を一体的に捉えて、一定の児童生徒数を確保できる取組でもあることから、山都町全小中学校が該当する、小規模校の課題解決に有効な取組の一つとして捉えることができます。そして、小学校と中学校の教職員が相互に連携・協力しながら、義務教育9年間、すなわち6歳から15歳までを見通した一貫性のある学習指導や生徒指導を行うことで、小・中学校の段差を緩やかにしていくと同時に、中学生が小学生に関わるといった多様な異学年交流を通して「小規模校」の課題とされる、子ども達のより豊かな人間性や人権感覚、社会性の涵養と学力の向上を図ることが可能になります。

【小中一貫教育とは 】

義務教育においては、小学校6年間・中学校3年間の学校制度が基準となっていますが、小中一貫教育では、小中学校の9年間を通して一貫した教育課程(カリキュラム)を編成し、小学校で行われている教育と中学校で行われている教育の課程を調整、一貫した学校制度になります。また、小中一貫教育を行う学校を「小中一貫校」と言います。小中一貫教育のねらいは、大きく2つあります。

一つ目は、小中学校の教職員の人的交流を行い、子どもの「学力観」「指導観」「評価観」の共有を図り、授業改善の促進と学力向上を目指すことです。実際に、中学校の先生が小学校で授業を担当したり、小中学生が一緒になった合同授業等も行うことが出来ます。

二つ目は、中学校へ入学すると、授業内容が専門化したり、学級担任制から教科担任制に変わるなど、子どもたちにさまざまな変化が訪れます。中には、新しい環境に慣れるまで力を発揮できにくい子どもや、周囲になじめず疎外・いじめの要因を生じさせてしまうケースもあります。小中一貫教育により、小中学校間の情報交換などが頻繁に行われれば、児童生徒に対するきめ細やかで適切な対応を効果的に行えるメリットがあります。一方で、子どもたちの人間関係の固定化、小学校高学年のリーダーシップの育成をどうするかなどの課題があります。

【小中一貫教育制度の主な形態】

○『義務教育学校』

平成27年、学校教育法の一部改正により、その第1条にこれまでの小学校、中学校に加え「義務教育学校」が新たな校種として位置づけられました。(小中一貫教育のさらなる充実を求めて制度化されました。)

義務教育学校は、一人の校長の下で、一つの教職員集団が一貫した教育課程を編成・実施する9年間で教育を行う、小学校・中学校とは全く異なる形態です。

例えば、前期: $小1\sim$ 小4年、中期: $小5\sim$ 中1年、後期:中2~中3年というように教育課程を大胆に編成できたり、教科担任制等を見据えた教員の配置を柔軟に行えたり、新たな評価方式の仕組みを独自に行えたりと、早い段階で子どもの発達を見据えた教育を行うことができます。

小学校に相当する前半の6年間を前期課程、中学校に相当する後半3年間を後期 課程といいます。

○『小中一貫型小学校・中学校』

組織上独立した小学校及び中学校(校長は各学校一名の二人体制)が義務教育学校に準じる形で一貫した教育を施す形態です。

敷地内に小学校・中学校を併設、同一校舎に小学校及び中学校を合築等、小・中 が連携しやすい体制を取り、9年間(6年・3年制)を見通した教育を行います。

小中一貫教育は、9年間同じ環境で教育を受けることができるため、環境の変化が少なく、生徒の心理的ストレスが軽減されることが考えられます。

【義務教育学校の特色】

○『9年間の一貫したカリキュラム編成』

義務教育学校は、9年間という長いスパンで教育方針を検討し、学校の方針に合わせて柔軟にカリキュラムを組むことが可能になる「カリキュラム・マネジメント」を積極的に導入することで、より学校の一体感が図られると考えられます。

なお、義務教育学校は、学年の区切りを小学校6年・中学校3年から、「5年・4年制」や「4年・3年・2年制」などを設定し、一人の校長の下で、一つの教職員集団が一貫した教育課程を編成し、小学校課程から中学校課程までの9年間を通して、一貫したカリキュラムを編成することが可能となります。義務教育学校の導入は、中1ギャップの解消等、現在、学校教育が抱えている様々な課題を解決する契機となることが期待されます。

○『指導体制の充実』

義務教育学校の教員は、小学校・中学校の両方の教員免許状を持つことが原則となっており、小学生のうちから中学校の教員免許状(専門教科)を持つ教員から指導を受けることが可能となります。教職員一人一人の専門性を最大限に生かした指導体制により、学校における教育の質の向上及び児童生徒の教育活動の充実を図ることが出来ます。

例えば、小学6年生から教科担任制、小学5年生に一部教科担任制を取り入れる とともに、小学1年生~4年生においても専門教科の先生による授業を取り入れる ことができます。

○『個に応じた弾力的な指導』

児童生徒の実態に応じて、弾力的に学習内容の指導順序や指導内容を工夫できます。基礎基本の確実な定着を図るとともに、効率よく発展的な学習につなげるなど、理解度の向上が期待できます。

また、教職員間で児童生徒の情報を共有しやすく、9年間の継続した効果的な指導につなげることができます。

○『評価方法の工夫』

学習評価の方法及び伝達の仕方等を見直し、独自の学習評価を導入することにより、児童生徒の学習改善や教職員の授業改善につなげることができます。

山都町において、9年間の連続性のある、切れ目のない多様な学びを実現する教育活動を実施するため、「集団による教育の充実」「指導体制の充実」「適切な学校運営」の観点を踏まえ、山都町立小中学校の再編を行い、小中一貫教育課程に基づく義務教育学校の導入を計画します。

一方で、子どもたちの人間関係の固定化、小学校高学年のリーダーシップの育成を どうするか等の課題については、ねらいを明確にした異学年交流活動の実施など、特 色ある教育活動の実施により、小学校高学年に限らず、どの学年でもリーダーシップ を発揮できる環境を整備します。

さらに、将来の地域の担い手育成の観点から、地域と学校が連携し、地域の産業や歴史・伝統等の特性を活かした農林業体験カリキュラムや地域伝統文化カリキュラムの導入などを進め、コミュニティ・スクール等地域の教育力を活かした教育活動の充実を図り、家庭・地域・学校・行政の四者が連携・協働する「一人ひとりの子どもが輝く学校づくり」の支援体制の構築を目指します。

(3) 義務教育学校の開設について

本町での義務教育学校開設にあたり、3案(1校案、2校案、3校案)について、 児童生徒の学校生活充実指標や地域教育力指標等、学級数・通学距離・部活動・地域 連携等の観点から検討を行いました。その結果は、次の通りです。

【考察した校数案】 (人数は R9 年度児童生徒数見込み)

- 1 校案 (①全地区 674 人)
 - ・・・概ね各学年3学級編成
- 2校案(①矢部地区 368人 ②清和・蘇陽地区 306人)
 - ・・・概ね各学年2学級編成
- 3校案(①矢部地区 368人 ②清和地区 131人 ③蘇陽地区 175人)
 - ・・・①概ね各学年2学級編成、②・③各学年1学級編制

学級規模については、国が策定した手引きによると、全学年でクラス替えが可能な 人数であり、また、部活動ニーズ、運動会等での団体競技が可能な規模という事由か ら、「1校案」あるいは「2校案」が適正規模として妥当と判断されます。

しかしながら、本町の適正規模の具体的な検討にあたっては、手引きが示す基準だけではなく、本町が抱える地域の実態、すなわち、広大な町域、通学距離や地域連携、防災拠点確保等の観点もあわせて検討することが重要と考えます。そうした判断基準に基づき、第3章(2)で検討を行った小規模校のメリットの最大化のための方策、現行の「学習指導要領」が示す「主体的・対話的で深い学び」の実現、ICT(情報通信技術)の発達やアクティブラーニング(能動型学習)の導入、小学校外国語(英語)の必修化などの教育改善、「社会に開かれた教育課程」による「地域の教育力」の活用等の観点から、それらの効果を最大限に発揮できる、3地区(矢部・清和・蘇陽)に義務教育学校の開設を計画する「3校案」が、現時点では「一人ひとりの子どもが輝く学校づくり」を推進する上で最も有効かつ適切な方策であるという結論に達しました。

第6章 適正化に向けた取組み

(1) 義務教育学校の開設時期について

今後、3つの時期に分けて、『矢部・清和・蘇陽』の3地区に義務教育学校の開設 を進めます。

まずは、第1時期として、施設の老朽化が最も顕著で改築の必要性が深刻な清和地 区について、令和9年度の義務教育学校開校を目指します。

清和地区は、保育園・小学校・中学校が、保護者及び地域と連携し、地域教育力を生かした組織的活動の推進を行っています。「いのち輝く清和っ子の育成」を目指す保育・教育活動を推進することを目的に、平成25年(平成28年に発展的変更)に「清和っ子育成協議会」(清和地区保小中連携協議会兼コミュニティ・スクール運営協議会)が設置され、子どもの学びや育ちの連続性を踏まえた保育・教育の推進や、保育園と小学校、小学校と中学校との滑らかな接続に寄与する活動を進めています。また、伝統文化・地域行事との交流活動も長年にわたって積み重ねられてあり、こうした学校を支える地域の教育力の存在も、最初の義務教育学校の開設には適していると判断しました。

次に、第2時期として、清和地区義務教育学校の教育効果等の検証を行い矢部地区 に義務教育学校の開設を進めます。

矢部地区については小学校3校中、中島小学校及び潤徳小学校に複式学級の編制があり、今後、全学級で複式学級になることも見込まれます。また、矢部小学校児童数が令和2年度から10年後の令和12年度には、91名の減少(38.3%減)が見込まれていることから、2番目に義務教育学校の開校を目指します。

第3時期として、清和地区・矢部地区義務教育学校の教育効果等の検証を行い、蘇陽地区に義務教育学校の開設を進めます。

【第1時期】 清和地区に義務教育学校1校開校 ※令和9年度開校予定

【第2時期】 矢部地区に義務教育学校1校開校

【第3時期】 蘇陽地区に義務教育学校1校開校

【令和3年度(2021年度)】

○『山都町学校規模適正化基本方針』策定



【令和4年度(2022年度)】

○義務教育学校開設に関する住民説明会

第1時期

【令和4年度(2022年度)~令和8年度(2026年度)】

○「清和地区義務教育学校開設準備委員会(仮称)」の設置・協議



【令和9年度(2027年度)予定】

〇「山都学園清和義務教育学校(仮称)」開校

第2時期

○「矢部地区義務教育学校開設準備委員会(仮称)」の設置・協議



◎蘇陽地区協議

◎矢部地区協議

○「山都学園矢部義務教育学校(仮称)」開校

第3時期

○「蘇陽地区義務教育学校開設準備委員会(仮称)」の設置・協議





○「山都学園蘇陽義務教育学校(仮称)」開校

(2) 適正化を進める上での留意事項

学校規模適正化は、保護者や地域住民、学校関係者と学校再編の必要性と重要性についての共通理解を深めながら、進めていく必要があると考えます。保護者や地域住民に対し、小中学校再編の意義及び必要性について丁寧に説明を行い、義務教育学校の開設に理解を得るよう努めます。

また、義務教育学校の開設にあたっては、地域住民、保護者、学校関係者等から組織される「義務教育学校開設準備委員会(仮称)」を設置し、学校運営、教育課程等「新しい学校づくり」について協議を行うこととします。